

和光市広沢複合施設における 児童発達支援センター整備事業公募要領

和光市では、「第五次和光市障害者計画 第5期和光市障害者福祉計画」において、令和2年度整備事業として、児童発達支援センターの整備を位置付けています。

そこで、診療所等で判定を受け療育を行う必要があると認められる未就学児童を対象とした療育を行う通所施設で、障害児やその家族に対する相談業務を行うほか、障害児を預かる施設への指導・助言を併せて行い、地域の中核的な療育支援施設としての機能を果たす福祉型児童発達支援センターの整備事業事業者を公募します。

1 事業の内容

(1) 事業名

和光市広沢複合施設における児童発達支援センター整備事業

本事業は、事業者が児童発達支援センターの整備及び運営を行うものとし、なお土地については、市の公有地を利用するものとし、別途市と事業者で使用貸借契約を結びます。契約期間は20年間とし、以降契約を更新していきます。

(2) 事業の概要

施設種別	福祉型児童発達支援センター
開設予定日	令和3年4月1日 ※開設に伴う事務手続に要する期間を考慮し、予定日に開設できるよう整備事業を完了させること。
定員	20名（若干名の重度障害児の受入が望ましい）
業務時間	午前9時から午後5時までの8時間
休業日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日まで。（休日開業を妨げるものではありません。）
その他事業	地域生活支援センター業務（別途市からの業務委託事業） ※上記に定めるものは必須とし、他の事業提案も可能です。

※都市計画法開発許可の手続及び和光市まちづくり条例の手続については、先行する広沢複合施設整備・運営事業の事業者が一括して行うが、児童発達支援センターの建築計画に合わせた開発変更許可等協議及び図面の作成等については、協力すること。

(3) 事業用地の概要

所在地	埼玉県和光市広沢1-5	
用地面積	約1,040㎡※	
道路条件	西側道路：市道476号線（幅員18m）	
用途地域等	用途地域指定	第1種住居地域
	指定容積率	200%
	指定建ぺい率	60%
	地区計画	広沢地区計画 ・建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
	防火地域	法22条地域
	高度地区	25m
	日影規制	5m超え 4h以上／10m超え 2.5h以上 5m超え 4h以上／10m超え 2.5h以上
	埋蔵文化財包蔵地	指定なし（※平成30年度確認調査実施済）

※今後官公庁協議により、若干変更となる場合があります。

(4) 整備における注意事項

ア 近隣住民の要望に対する対応

施設建設に当たっては、昨今の保育所等整備に係る生活環境の変化への懸念等に鑑み、騒音や地域の交通量等に配慮した配置・設計を行い、近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応してください。

イ 施設整備に当たっての留意事項

- (ア) 指導訓練室及び遊戯室については、設備基準に基づき必要な面積を確保すること。
- (イ) 設備基準に基づき屋外遊戯場、医務室及び相談室など必要な設備を確保すること。
- (ウ) 敷地内に緊急時等に利用する車両置場を確保すること。
- (エ) 保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車の駐輪場所に配慮すること。
- (オ) 周辺環境を考慮し、児童福祉施設としての安全に配慮した施設とすること。
- (カ) 施設整備にあたっては、法令、規定等を遵守すること。

(5) 関連事業について

関連する「広沢複合施設整備・運営事業」については、資料1の条件を確認すること。

2 児童発達支援センター整備費用に対する補助について

当事業の施設整備にあたっては、県の社会福祉施設等施設整備費県費補助金が交付要綱に基づき交付予定です。補助金に関する詳細については交付要綱を確認の上、県担当者と調整を行ってください。

なお、本市からの施設整備の補助金はありません。

3 応募資格

本事業に応募することができる者は、次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
 - ウ 日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に規定する日本赤十字社
 - エ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - オ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社
- (2) 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができる事業者であること。
- (3) 県内等で児童福祉事業の実績を有し、熱意と見識をもって児童発達支援センターを運営するために必要な経営基盤及び社会信望を有していること。
- (4) 「児童発達支援ガイドライン」(厚生労働省策定)を十分に理解し、和光市障害者計画・和光市障害福祉計画に基づく障害者支援行政について積極的に協力できる事業者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。
- (7) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (8) 法人及び代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が社会的信望を有すること。
- (10) 児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定に該当しないこと。
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しないこと。
- (12) その他法令等に違反しない事業者であること。

4 事業者選定スケジュール

- (1) 公募要領の配布
 - ア 配布期間 平成31年4月12日(金)から5月14日(火)までの間の市役所開庁日
8時30分から正午、13時から17時
 - イ 配布場所 和光市役所1階 和光市保健福祉部社会援護課
和光市ホームページからのダウンロードも可能
- (2) 質問書の受付
 - ア 受付 FAX又は電子メールにより提出
 - イ 受付期間 平成31年4月12日(金)～4月22日(月)
- (3) 質問書の回答 4月26日(金)質問した事業者へFAX又は電子メールにより回答
和光市ホームページにも公開
- (4) 公募申請書の締切 5月14日(火)午後5時15分まで(郵送不可)

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (5) 選考会（書類審査・プレゼンテーション・ヒアリング） | 5月中旬予定 |
| (6) 選定委員会開催（事業者選定） | 同上 |
| (7) 選定結果の公表（ホームページ等） | 5月末予定 |
| (8) 基本協定締結 | 6月上旬予定 |

5 提出書類

提案書等の提出書類は、（別紙）提出書類一覧表のとおりとし、様式に定めのないものはA4版で任意の書式とします。正式な提案書等は1部とし、残り8部はコピーでも構いません。

※ 提出書類は、一覧表の順序に従ってインデックスを貼りA4フラットファイルで提出してください。

※ 持参時に書類の確認を行います。

6 選定の基準

事業者選定における評価は、以下の基準により行います。

（主な項目）

- (1) 応募の動機・運営方針
- (2) 経営基盤の安定性
- (3) 資金計画・設計の考え方
- (4) 和光市障害者計画・和光市障害福祉計画との関わり方
- (5) 運営方針・提供するサービス・サービス事業等の質
- (6) 事業展開の確実性

7 優先交渉権者の選定

(1) 事業者の選定等

選定にあたっては、選考会（書類審査・プレゼンテーション・ヒアリング）を行い、選定委員会の審査結果に基づき市長が優先交渉権者を決定します。

なお、本申請の提出事業者が3者を超える場合は、書類審査の結果により評価が高い事業者から上位3者によりプレゼンテーション・ヒアリングを行います。

(2) 審査結果の公表

選考会における審査結果は、該当事業者全員に通知します。また、プレゼンテーション・ヒアリングにおける審査結果は、市のホームページで公表します。

(3) 優先交渉権者との協議・協定締結

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、協定を締結します。

(4) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。

- ・ 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- ・ 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- ・ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(5) その他

審査及び交渉権者との協議の結果、適切な事業者がないときは、再募集する場合があります。
また、選定等の結果については、異議を申し立てることはできません。

8 留意事項

(1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁じます。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出された書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。

提出された書類は、事業者選定の実施に関する報告のため必要な場合を除き、事業者の許可を得なければ公表しません。

(6) 著作権

ア 事業者の決定までの間、提案書類の著作権は事業者に帰属します。ただし市は、事業者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ 事業者の決定後、選定された提案書類の著作権は市に帰属し、選定されなかった提案書類の著作権は応募者に帰属するものとします。

9 問合せ先

和光市保健福祉部社会援護課障害福祉担当

〒351-0192 和光市広沢1-5

電話 048(424)9123

FAX 048(466)1473

Eメール d0100@city.wako.lg.jp

(別紙)

提出書類一覧表

No.	書類名	提出部数	説明	
1	公募申請書	9部	様式1	
	添付書類 1-1 応募の動機	9部		
2	法人概要書	9部	様式2	
	添付書類	2-1 理事会、取締役会等の意向書等	9部	事業設置を決定したもの（原本証明のあるもの）
		2-2 法人登記簿謄本	9部	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
		2-3 定款	9部	最新のもの
		2-4 法人代表者の履歴書	9部	
		2-5 誓約書	9部	参考様式
		2-6 財産目録	9部	最新のもの
		2-7 決算書	9部	直近3年度分
3	施設計画概要書	9部	様式3	
	添付書類	3-1 資金計画	9部	借入金がある場合は、償還計画を含む。
		3-2 施設・設備の配置図	9部	用途名、床面積、有効面積を記入すること。
		3-3 施設平面図	9部	
		3-4 工程表	9部	
4	運営計画概要書	9部	様式4	
	添付書類	4-1 収支予算書	9部	3年分
		4-2 その他事業提案書	9部	事業ごとに作成 ※児童通所サービス事業を実施する場合は、定員を明記すること。
		4-3 施設の目的及び運営方針	9部	児童発達支援センターとしての目的及び運営方針
		4-4 事業計画	9部	運営指針に基づいた ・全体的な計画（案） ・事業ごとの個別的計画（案）を提出すること。
		4-5 安全・防犯・災害対策	9部	具体的対応
		4-6 虐待への対応	9部	具体的対応
		4-7 苦情対応	9部	具体的対応
		4-8 保護者との連絡	9部	保育内容等の理解、協力を得る方策
		4-9 人材育成	9部	職員研修、育成方策など
		4-10 個人情報の保護	9部	個人情報の保護のための方策
		4-11 診療所との連携についての考え方について	9部	

5	既施設設行政監査の指摘事項の写し	9部	
6	プレゼン用資料	30部	プレゼンの3日前までにご提出ください。

※正式な提案書等は1部とし、残りの提出部数はコピーでも構いません。

※提出書類は、上記に示すNo.の順序に従い、インデックスを貼ってA4フラットファイルで提出してください。

※持参時に書類の確認を行います。